

第九十二回帝國議會 衆議院 特別調達廳法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案
特別調達廳法案(政府提出)(第七一號)

本委員は昭和二十二年三月二十九日(土曜日)議長の指名で次の通り選定された。

石原 圓吉君 大井直之助君
栗山長次郎君 塚田十一郎君
淵田長一郎君 横田 清藏君
太田秋之助君 佐藤 久雄君
關谷 勝利君 武藤 常介君
八坂善一郎君 井上 良次君
伊藤卯四郎君 金子益太郎君
長谷川 保君 安藤 はつ君
秋田 大助君 木下 榮君

三月二十九日(土曜日)午後六時四十分委員長理事互選のため次の委員が参集した。

石原 圓吉君 大井直之助君
栗山長次郎君 塚田十一郎君
淵田長一郎君 横田 清藏君
太田秋之助君 佐藤 久雄君
關谷 勝利君 八坂善一郎君
井上 良次君 伊藤卯四郎君
金子益太郎君 長谷川 保君
安藤 はつ君 秋田 大助君
木下 榮君

○石原投票管理者 それでは先例によりまして、私が年長のゆえをもつて投票管理者となつて、これより委員長の互選を行いたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○關谷委員 投票を用いず石原圓吉君を委員長に御推薦いたしたいと思ひます。

す。

○石原投票管理者 ただいまの御意見に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○石原投票管理者 御異議なしと認めまして、不肖私が委員長に當選いたしました。何分よろしくお願ひをいたします。引續き理事の互選を行います。

○關谷委員 理事はその數を三名とし委員長において御指名せられんことを望みます。

○石原委員長 ただいまの御意見に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○石原委員長 御異議なしと認めます。それでは

淵田長一郎君 關谷 勝利君
井上 良次君

以上三君を理事に指名いたします。

昭和二十二年三月二十九日(土曜日)午後六時四十八分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 淵田長一郎君 關谷 勝利君
井上 良次君

大井直之助君 栗山長次郎君
塚田十一郎君 横田 清藏君
太田秋之助君 佐藤 久雄君
八坂善一郎君 伊藤卯四郎君
金子益太郎君 長谷川 保君
安藤 はつ君 秋田 大助君
木下 榮君

出席國務大臣

國務大臣 田中 萬逸君

出席政府委員

國務大臣 田中 萬逸君

内閣事務官 大橋 武夫君

本日の會議に付した議案
特別調達廳法案(政府提出)

午後六時四十八分開議

○石原委員長 引續き會議をいたします。これより本委員會に付託せられたる政府提出にかかる特別調達廳法案を議題とし、その審議を進めます。まず政府の提案理由の説明を求めます。

國務大臣田中萬逸君。

○田中國務大臣 ただいま議題となりました特別調達廳法案について提案の理由並びにその趣旨について御説明申し上げます。連合國の必要とする建造物の設備、建物、設備等の修理に關しては、現在連合國の要求に基き、戰災復興院及び終戰連絡中央事務局所管のものに、國內の業者と契約をいたしてこれを實施せしめ、連合國の要求する物資、勞務その他の役務につきましても、これらの官廳においてその所管をわかし、それらがこれに調達にあつておるのであります。しかしてこれのために終戰連絡中央事務局において、特に設備部を設け、戰災復興院においては特別建設局を置くとともに、地方機構としては、都道府縣廳に必要なる人員を配置しあるのほか、樞要の地には終戰連絡地方事務局並びに戰災復興院特別建設出張所を配してあります。従つてこれらの各系統の種々なる官廳が連合國の需要するすべての調達業務を分割して、管理いたしております結果、この間能率上においても經濟上においても、失うところがなきに

しもあらざる實情でありまして、これらの機構の中特に實施部門の一元化をはかりますことは、當方としての利益であるばかりでなく、連合國においてもすこぶる便宜とするところであります。かねてその希望は種々の機會に表明せられていたのであります。よつて今回政府はこれらの點を考慮いたしまして本法案を提案いたしました次第であります。

今本案の概要を申し上げますならば、第一に特別調達廳の目的は、第一條に定むるごとく、連合國の必要とする建造物及び設備の營繕、並びに物資及び役務の調達に關する業務であつて、主務大臣の指定するものを行うこととあります。さしあたりといたしましては、連合軍の行方設備工事の契約その他の業務、連合國需品の調達、連合軍の必要する勞務その他の役務の調達、及び連合軍關係設備に伴う設計、調査等の業務を指定する豫定であります。第二に特別調達廳の組織といたしましてはこれを政府機關から獨立した法人としたのであります。従つてこの法人はその名義をもつて業者と契約を締結し、政府の委託を受けて政府に屬すべき財産を所有保管する等、いわゆる法律行為をなすことができる次第であります。これらの點につきましては、さきに本院に提案になりました各種公團法による公團と同様であります。特別調達廳の特異な性格として、基本金または運営資金等を保有することなくその支拂はすべて國庫において議會の議決を経た豫算の中より支辨することとなつておるのであります。

第三に、特別調達廳の機關といたしましては、總裁、副總裁、理事、監事を役員としておき、そのほかに必要な職員を置くのであります。すべて役員及び職員はこれを官吏その他の政府職員とすること各種の公團と同様であります。

第四に、監督に關しましては、一般的には内閣總理大臣の監督に屬しますが、各種の業務については、なお各主務大臣がその所管に應じて監督權を行使するはずであります。特別調達廳の成立によりまして、從來各官廳の所管いたしておりました實施業務は、一元的にこの機關が行ふこととなり、各官廳は調達の基本的計畫に關する企畫と實施に關する監督とを司掌する態勢となるわけでありまして、また政府といたしましては、本法人の業務の性質上役職員にはできる限り民間有能の士をあげ、その實際的經驗並びに知識、技術等の活用をはかり、創意と工夫とを効果的に事業の上に反映せしめ、業務の圓滑なる推進と、能率的なる運用を期しておる次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御協賛を與えられんことを切望いたします。

○石原委員長 これにて政府の提案理由の説明は終了しました。この際お諮りいたします。本案の審査方針並びにその日割豫定等につきまして、暫時御懇談をいたしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。…… それでは暫時速記を中止いたします。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を再開願います。
次會は明三十日午前十時に開きます。
本日はこれにて散會いたします。
午後七時十一分散會

昭和二十二年四月二十一日印刷

昭和二十二年四月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局